

# 障害年金ガイド

平成25年度版



I	障害年金の受給要件……………	1
II	障害年金の請求……………	4
III	障害年金・障害手当金額……………	5
IV	障害年金が受けられる程度……………	7
V	障害年金Q & A……………	8
VI	障害年金の手続き……………	10
VII	問い合わせ先……………	11



**日本年金機構**  
Japan Pension Service

# I 障害年金の受給要件

1

障害基礎年金は、次の条件のすべてに該当する方が受給できます。

1

障害の原因となった病気やけがの**初診日**(以下「用語の説明」参照)が次のいずれかの間にあること。

- 国民年金加入期間
  - 20歳前または60歳以上65歳未満(国内に住んでいる方のみ)の年金未加入期間
- ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

2

障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、**障害認定日**(以下「用語の説明」参照)または20歳に達したときに、障害等級表の1級または2級の状態になっていること。

(7ページ「障害等級表」参照)

※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受けることができます場合があります(4ページ②参照)。

3

保険料の納付要件を満たしていること(3ページ参照)。  
20歳前に**初診日**がある場合は、納付要件は不要です。

## 用語の説明

### ●初診日

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師(以下「医師等」といいます)の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

### ●障害認定日

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいいます。

2

障害厚生年金は、次の条件のすべてに該当する方が受給できます。

1

厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。

2

障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日に、障害等級表の1級から3級までのいずれかの状態になっていること。

※ 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受けることができます。

3

保険料の納付要件を満たしていること。

3

障害手当金(一時金)は、次の条件のすべてに該当する方が受給できます。

1

厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。

2

障害の原因となった病気やけがが初診日から5年以内に治り(症状が固定し)、その治った日に障害厚生年金を受けるよりも軽い障害の状態であって、障害の程度が障害等級表に定める程度であること。

3

保険料の納付要件を満たしていること。

## ● 保険料納付要件

保険料納付要件は、初診日の前日に、

- ① 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あることです。

[例1 国民年金加入中の方]

平成24年												平成25年						
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
納	納	納	納	未	未	免	免	免	免	納	納	納	納	納	未	未		
← 納付済期間				← 免除期間				← 納付済期間										
← 被保険者期間																		

### <解説>

被保険者期間は、20歳から初診日の属する月の前々月(平成25年7月)までの15月です。このうち、保険料納付済期間および保険料免除期間は13月です。よって、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上(10月以上)あるので納付要件は満たしています。

上記①に該当しない場合でも、初診日が平成38年4月1日前であって、初診日に65歳未満の場合は、初診日の前日に、

- ② 初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に、保険料の未納期間がなければよいことになっています。

[例2 国民年金加入中の方]

平成24年												平成25年								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未	未	未	未	未	未	未	納	納	納	免	免	免	免	納	納	納	納	納	未	未
← 直近1年間に未納期間がない																				

### <解説>

初診日の属する月の前々月までの1年間（平成24年8月から平成25年7月まで）に未納期間がないので納付要件は満たしています。

※初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なりますので、年金事務所にご相談ください。

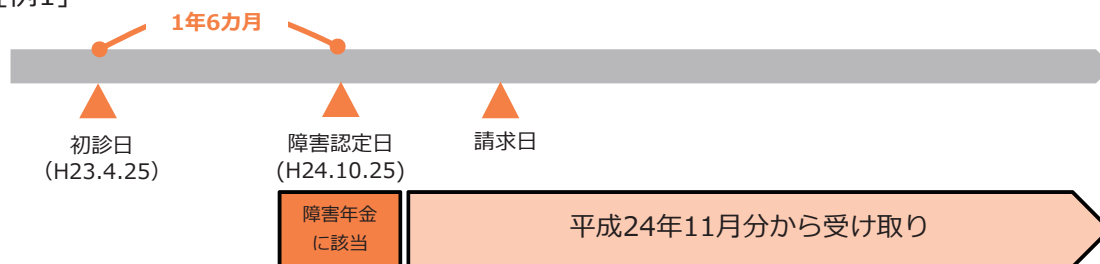
## Ⅱ 障害年金の請求

### 1

#### 障害認定日による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月から年金が受けられます(ただし、一定の資格期間が必要です)。このことを「障害認定日による請求」といいます。

[例1]



<解説>

初診日が平成23年4月25日のため、障害認定日は1年6カ月経過した日である平成24年10月25日となります。障害認定日の症状が法令に定める障害の状態にあれば、障害認定日以降に障害年金を請求することで、平成24年11月分から受け取れます。

### 2

#### 事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった人でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月から障害年金が受けられます(ただし、一定の資格期間が必要です)。このことを「事後重症による請求」といいます。事後重症による請求の場合、請求が遅くなると、受け取りが遅くなります。

[例2]



<解説>

初診日は平成20年10月に初めて病院に行った日です。障害認定日的时候は、症状が軽かったので、障害年金には該当しませんでした。しかし、平成24年10月18日から人工透析(2級相当)を開始したため、人工透析開始日以降に障害年金を請求することで事後重症による障害年金を請求日の翌月分から受け取れます。

# Ⅲ 障害年金・障害手当金額

## 1

### 障害年金の受給イメージ

1級または2級の障害厚生年金を受けられるときは、障害基礎年金もあわせて受給できます。

		障害の程度		
		重い		軽い
		1級	2級	3級
厚生年金保険	障害厚生年金	障害厚生年金(1級)	障害厚生年金(2級)	障害厚生年金(3級)
	配偶者の加給年金	配偶者の加給年金	配偶者の加給年金	
国民年金	障害基礎年金	障害基礎年金(1級)	障害基礎年金(2級)	
	子の加算額	子の加算額	子の加算額	

## 2

### 障害年金の計算方法

※年金額等は、平成25年10月現在の金額です。

障害の程度	年金・手当金の金額	
	障害厚生年金・障害手当金	障害基礎年金
1級	(報酬比例の年金額) × 1.25 + (配偶者の加給年金額) 6ページ参照	973,100円 + 子の加算額
2級	(報酬比例の年金額) + (配偶者の加給年金額) 6ページ参照	778,500円 + 子の加算額
3級	(報酬比例の年金額) 583,900円に満たないときは、583,900円	—
障害手当金 (一時金)	(報酬比例の年金額) × 2 1,150,200円に満たないときは、1,150,200円	—

### 3

#### 障害厚生年金(報酬比例)の計算式

$$\text{報酬比例の年金額} = (A + B) \times 1.031 \times 0.968$$

・ 障害手当金の額を計算するときは、A + Bのみで計算します。

**A** : 平成15年3月以前の被保険者期間の金額

$$\text{平均標準報酬月額}(\ast 1) \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者期間の月数}(\ast 3)$$

**B** : 平成15年4月以後の被保険者期間の金額

$$\text{平均標準報酬額}(\ast 2) \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}(\ast 3)$$

※ 1 平均標準報酬月額……………平成15年3月以前の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の被保険者期間で割った額です。

※ 2 平均標準報酬額……………平成15年4月以後の被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、平成15年4月以後の被保険者期間で割った額です。

※ 3 被保険者期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。  
また、障害認定日の属する月後の被保険者期間は、年金額計算の基礎となりません。

### 4

#### 加給年金額と子の加算額

**対象者** : 1・2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受け取る権利がある方が対象

	名称	金額	加算される年金	年齢制限
配偶者	加給年金額	224,000円	障害厚生年金	65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)
子2人まで	加算額	1人につき 224,000円	障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18歳になった後の最初の3月31日まで</li> <li>・ 国民年金法施行令に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満</li> </ul>
子3人目から		1人につき 74,600円		

・ 配偶者が老齢(退職)年金(加入期間20年以上または中高齢の資格期間の短縮特例に限る)または障害年金を受け取る間は、配偶者加給年金額は止まります。

・ 平成23年3月までは、障害年金を受ける権利が発生した時点で、要件を満たす配偶者や子がいた場合にのみ加算していました。平成23年4月の法律改正により、障害年金を受ける権利が発生した後に要件を満たす配偶者や子がいる場合にも加算することになりました。

# IV 障害年金が受けられる程度

障害の程度は、以下のとおりです。国民年金法では1級および2級、厚生年金保険法では3級および障害手当金に区分されています。

## 障害等級表

※身体障害者手帳の等級とは異なります。

	障害の状態		障害の状態
障害の程度 1級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.04以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</li> <li>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>7. 両下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>8. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</li> <li>9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも</li> <li>10. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> <li>11. 身体の機能の障害者若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> </ol>	障害の程度 3級 (厚生年金保険のみ)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力が0.1以下に減じたもの</li> <li>2. 両耳の聴力が40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</li> <li>3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの</li> <li>4. 脊柱(せきちゆう)の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>5. 一上肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</li> <li>6. 一下肢の三大関節のうち、二関節の用を廃したもの</li> <li>7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの</li> <li>8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の三指以上を失ったもの</li> <li>9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の四指の用を廃したもの</li> <li>10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>11. 両下肢の十趾(し)の用を廃したもの</li> <li>12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</li> <li>13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの</li> <li>14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの</li> </ol>
	障害の程度 2級		<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</li> <li>2. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</li> <li>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</li> <li>4. そしゃくの機能を欠くもの</li> <li>5. 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</li> <li>6. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</li> <li>7. 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>9. 一上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>11. 両下肢のすべての指を欠くもの</li> <li>12. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>13. 一下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</li> <li>15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のも</li> <li>16. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> <li>17. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも</li> </ol>

厚生年金保険法施行令別表第1より

厚生年金保険法施行令別表第2より

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。  
国民年金法施行令別表より



## V 障害年金Q & A

### 1 障害の程度が変わったとき

#### Q 1

現在、障害厚生年金の3級を受けていますが、障害の状態が悪化しました。1級または2級に障害等級を変更することはできますか？

#### A 1

3級の障害厚生年金を受けている方は、65歳になるまでに障害の状態が悪くなった場合は、年金額の改定請求を行うことができます。

なお、過去に一度でも障害等級2級以上に該当したことのある方は、65歳を過ぎても改定請求を行うことができます。

年金額の改定は、ご本人の請求によるほか、定期的に日本年金機構へ提出する診断書によって障害の状態が悪化したり、良くなった場合にも行われることがあります。

### 2 2つ以上の障害の状態になったとき

#### Q 2

2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けていますが、その後、別のけがで障害が残りました。前後の障害をあわせて障害年金を受けることはできますか？

#### A 2

1級または2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受けている方(受けたことがある方を含む)が、さらに別の病気やけがにより1級または2級の障害基礎年金・障害厚生年金を受ける条件を満たした場合は、前後の障害をあわせて障害の程度を認定し、一つの障害基礎年金・障害厚生年金を受けることができます。また、後の障害が3級以下の軽い障害のときには、65歳になるまでに2つの障害をあわせて障害の程度が重くなった場合に、年金額の改定請求ができます。

なお、3級の障害厚生年金を受けている方が、さらに別の障害になった場合に、前後の障害をあわせて2級以上の障害厚生年金を受けることができるのは、後の障害の初診日が厚生年金保険の被保険者期間中であり、保険料の納付要件を満たしている場合に限りません。

### 3

#### 障害年金以外に老齢年金や遺族年金の受給権があるとき

Q3

現在62歳で遺族厚生年金を受けていますが、2級の障害基礎年金を受けられるようになりました。また、65歳からは老齢基礎年金も受けることができます。どちらもあわせて受けることはできますか？

A3

65歳になるまでは**どちらか一方**の年金を選択することになります。  
65歳になったら「障害基礎年金と遺族厚生年金」または「老齢基礎年金と遺族厚生年金」をあわせて受けることができます。ただし、老齢基礎年金と障害基礎年金をどちらも受けることはできません。

### 4

#### 業務上の病気やけがによるとき

Q4

工作中(業務上)にけがを負ってしまいましたが、業務上の病気やけがの場合、障害厚生年金はどのようになりますか？

A4

労働基準法の規定による障害給付を受ける権利があるときは、6年間、障害厚生年金を受けることができません。  
また、労働者災害補償保険法の規定による障害給付が行われるときは、労働者災害補償保険法の給付の一部が減額されます。

### 5

#### 障害手当金を受けられないとき

Q5

老齢厚生年金を受けていますが、障害手当金を受けることはできますか？

A5

障害の状態を認定する日において次に該当する方は、障害手当金を受けることができません。

- ①国民年金、厚生年金保険または共済組合の年金を受ける方
- ②労働基準法もしくは労働者災害補償保険法等により障害補償を受ける方
- ③船員保険法による障害を支払事由とする給付を受ける方

## VI 障害年金の手続き

「年金請求書」を年金事務所や市(区)役所または町村役場に提出します。

### ● 書類の提出先

- ・ 障害基礎年金  
お住まいの市(区)役所または町村役場
- ・ 障害厚生年金  
お近くの年金事務所

### ● 添付書類

請求手続きには、初診日を証明できるものや診断書等の添付書類が必要となります。添付書類は、初診日からの病歴や年数、障害の原因となった部位、配偶者の有無などにより異なりますので、事前に年金事務所や市(区)役所または町村役場でご相談ください。

- 日本年金機構において、障害の状態の認定や障害年金の決定に関する事務が行われます。

年金証書、年金決定通知書、パンフレット「年金を受給されるみなさまへ」をお送りします。

- 年金請求書の提出から、約3カ月後にお送りします。  
※主治医に障害の状態を確認する必要がある等の理由により、審査に時間を要する場合があります。
- パンフレットには、年金を受けている間にしなくてはならない届出などが記載しています。
- 障害年金を受けられない場合には、不支給決定通知書をお送りします。

年金証書の送付から約1~2カ月後に、年金の受け取りが始まります。

- 年金請求時に指定された口座(普通または当座)に振り込まれます。
- その後、偶数月に2カ月ずつ振り込まれます。

### ※年金の受け取りの辞退

年金の受け取りは、ご本人からの申出により辞退をすることができます。  
受け取りを辞退した年金は、ご本人の申出により、将来に向かっていつでも受け取りを再開することができます。

## Ⅶ 問い合わせ先

ご不明な点は、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。

障害年金の一般的なお問い合わせは、ねんきんダイヤルもご利用いただけます。

日本年金機構のホームページもご利用ください。



<http://www.nenkin.go.jp/>

- 年金の基礎知識、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご覧いただけます。
- “ねんきんネット”では、インターネットを利用してご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できます。
- このサービスをご利用していただくためには、あらかじめユーザID、パスワードのお申込みをしていただく必要があります。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！



**0570-05-1165**

050から始まる電話または070-5\*\*\*・070-6\*\*\*で始まる電話（PHS）でおかけになる場合は  
**03-6700-1165**

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

【受付時間】 月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

\* 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。  
\* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。